

消費税率の改正に伴う建設工事等の入札・契約手続きについて

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日（以下「施行日」という）を以って8%から10%へ引き上げられる予定ですが、今後、契約等で工事等目的物（以下「工事等」という。）の引渡しが行われる日（以下「引渡し日」という）が施行日以降になる場合等については、下記のとおり入札・契約手続きを行いますのでご注意ください。

記

1. 該当する案件について

平成31年4月1日以降に契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しのある工事等。

2. 基本的な取扱い

- (1) 令和元年10月1日以降に契約を締結する工事等の予定価格は、消費税率**10%**で計算します。（最低制限価格の適用がある場合も、消費税率**10%**で計算します。）
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に**10%**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- (3) 前払金及び部分払について
該当する案件について、施行日の前日までに請求を受けた前金払及び部分払がある場合は、消費税及び地方消費税の増加分を含まずに支払います。なお、残余分は完成時に支払います。
- (4) 令和元年9月30日までに引渡しが行われる工事等は、これまでどおり消費税率**8%**で変更ありません。

3. 経過的な取扱い

- (1) 令和元年10月1日以降に引渡しを行う予定のものは、「2. 基本的な取扱い」と同様とします。
- (2) 平成31年3月31日までに契約を締結し、令和元年9月30日までに引渡し予定の工事等で、遅延により引渡しが行われる日（以下「引渡し日」という）が令和元年10月1日以後になるもの（H30 繰越明許工事）の取扱いは、次のとおりです。
 - ア 当初契約金額は変わらず工期延長のみの場合は、消費税率は**8%**のままです。
 - イ 平成31年3月31日までに変更契約が締結されている場合は、消費税率は**8%**です。
 - ウ 平成31年4月1日以後の設計変更により請負金額を増額する場合の増額分については、**10%**になります。
- (3) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、令和元年9月30日までに引渡し予定の工事等で、遅延により引渡しが行われる日（以下「引渡し日」という）が令和元年10月1日以降になるものの取扱いは、次のとおりです。
 - ア 工期又は履行期限の延長が発注者の責であれば、消費税率を**2%**加算し、変更契約を締結します。
 - イ 工期又は履行期限の延長が受注者の責であれば、消費税率は**8%**のままとなります。
 - ウ アの場合の請負金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行います。

4. 入札条件書及び最低制限価格について

入札条件書において、「8%」とあるのは、「**10%**」と読み替えてください。

なお、最低制限価格についても、同様の取扱いとなりますので、建設工事に係る最低制限価格の運用基準において、「1.08」とあるのは、「**1.10**」と読み替えてください。

○入札条件書（一般競争入札（建設工事）適用及び指名競争入札（建設工事及び測量・コンサル）適用） 3. 入札書に記載する金額

（1）落札決定にあつては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額として、当該金額の**8%**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該**8%**に相当する額を除いた金額としてください。

○建設工事に係る最低制限価格の運用基準

【予定価格が500万円以上の建設工事】

発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は予定価格の9/10～7/10の範囲内で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（P）』とする。ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回る時は9/10とする。

最低制限価格の入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.08値の万円未満を切り捨てるものとする。ただし、その額が予定価格/1.08の7/10を下回る場合は、7/10以上となるようにP/1.08値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

1. 工事区分（一般）

①一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65) \times 1.08$$

5. その他

（1）契約の目的物の引渡し令和元年10月1日以降の場合、原則、税率を10%として契約を締結しますが、消費税の引上げ延期などの場合は、減額の変更契約を行います。

（2）1から4までの規定により難しい特別の事情があるものの取扱いについては、別途協議するものとします。

6. 適用

この取扱いは、平成31年4月24日から適用します。

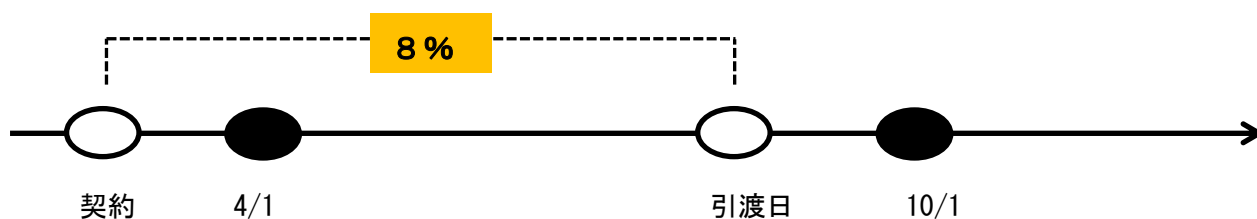
【問合せ先】

総務課 TEL：82-3781

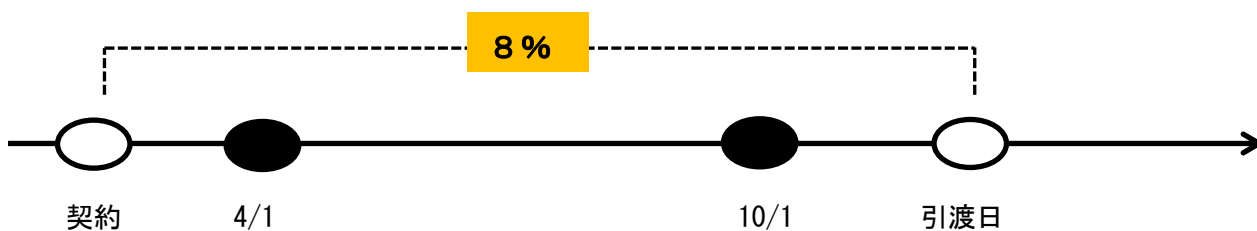
消費税及び地方消費税の税率改正に伴う工事等の入札・契約事務について

1. 適用税率が8%となる場合

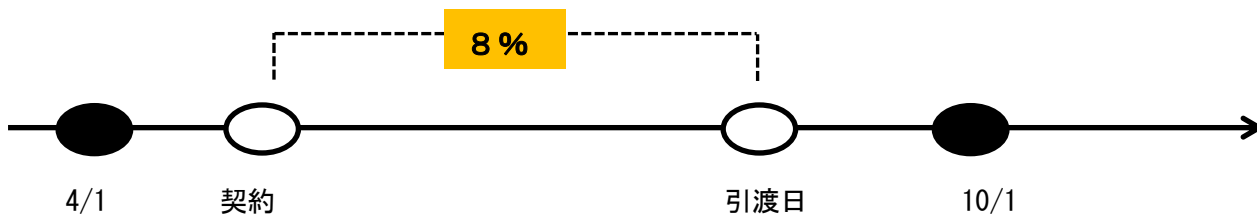
(1) 平成31年4月1日前契約／令和元年10月1日前引渡しの工事 → 8%



(2) 平成31年4月1日前契約／令和元年10月1日以降引渡しの工事 → 8%

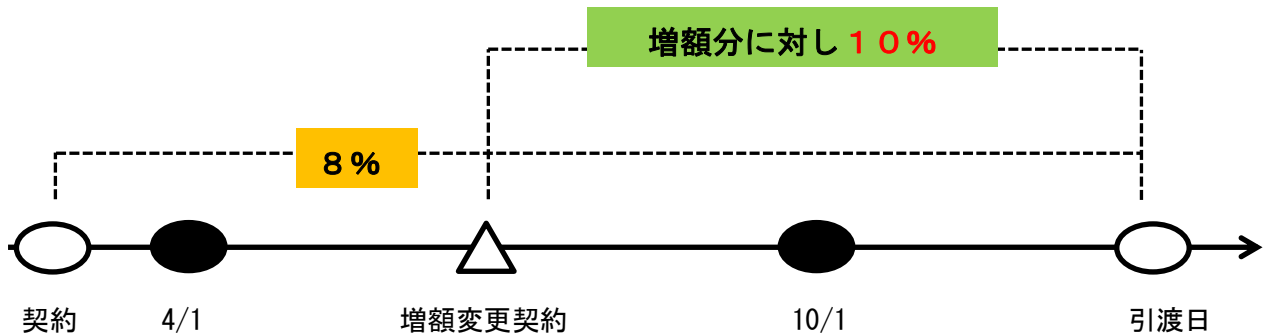


(3) 平成31年4月1日以降契約／令和元年10月1日前引渡しの工事 → 8%

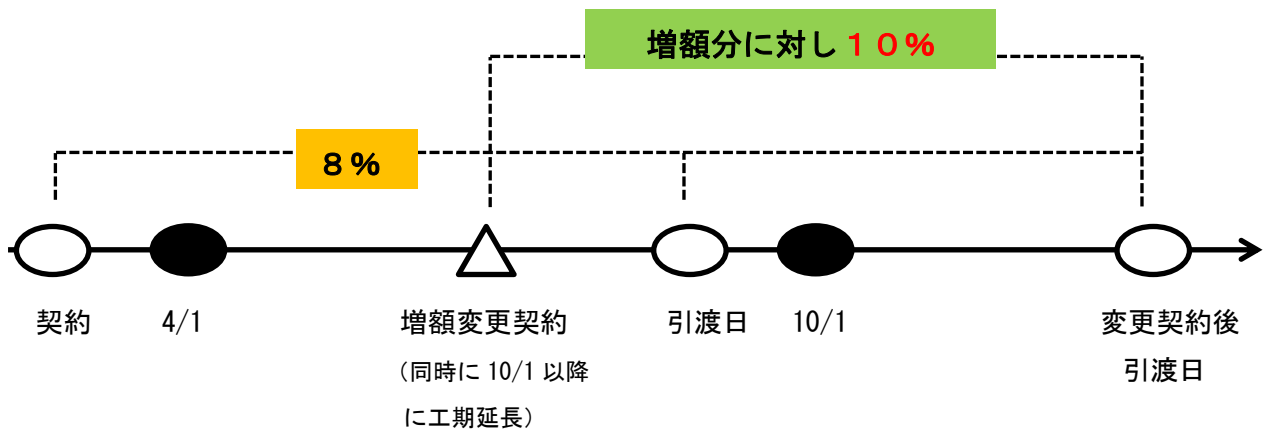


2. 適用税率が増額分に対し10%となる場合

- (1) 【債務負担行為】平成31年4月1日前契約／令和元年10月1日以降引渡して
平成31年4月1日以降変更契約で増額の工事 → 増額分に対し10%

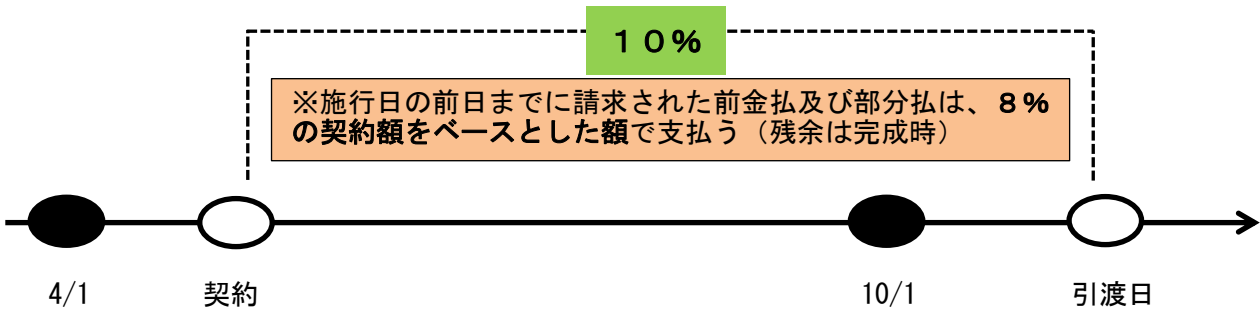


- (2) 【線越明許費】平成31年4月1日前契約／平成31年4月1日以降変更契約で増額・工期延長により令和元年10月1日以降引渡し工事 → 増額分に対し10%

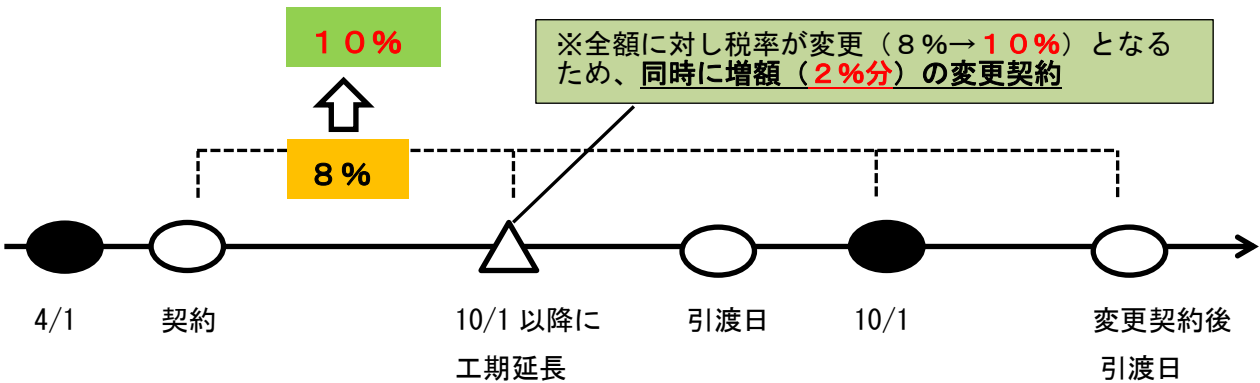


3. 適用税率が10%となる場合

- (1) 【債務負担行為】平成31年4月1日以降契約／令和元年10月1日以降引渡しの工事等 → 10%



- (2) 平成31年4月1日以降契約／工期延長により令和元年10月1日以降引渡しの工事 → 全額に対し10%



- (3) 平成31年4月1日以降契約／平成31年4月1日以降に変更契約で増額・工期延長により令和元年10月1日以降引渡しの工事 → 全額に対し10%

